

## 規 則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第三十一号

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則の一部を改正する  
規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター病院事業財務規則（令和三年埼玉県規則  
第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表中「第九十二条第三項」を「第九十二条第一項」に改める。

第三十四条第四号中「東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関す  
る法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電  
話株式会社をいう。）」を「NTT東日本株式会社」に改める。

別表第四中「5 齋田」を「8 齋田」に改める。

別記様式第三十三号中「第22条の4 第2項」を「第22条の3 第2項」に改め  
る。

## 附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。